

		1. 就学援助制度の周知方法														
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他	
28	28	21	14	7	6	13	20	25	0	4	4	2	2	23	1	1
岡山県	岡山市	○	○		○			○				○				
岡山県	倉敷市	○	○				○	○						○		
岡山県	津山市	○	○				○	○						○		
岡山県	玉野市	○	○		○		○	○						○		
岡山県	笠岡市	○	○	○				○						○		
岡山県	井原市	○					○	○						○		
岡山県	総社市	○		○				○						○		
岡山県	高梁市	○		○				○						○		
岡山県	新見市	○	○					○						○		
岡山県	備前市	○	○		○		○	○						○		
岡山県	瀬戸内市	○	○					○		○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封			○		
岡山県	赤磐市	○	○					○		○				○		
岡山県	真庭市	○	○					○		○				○		
岡山県	美作市	○			○		○	○						○		
岡山県	浅口市	○	○	○				○						○		
岡山県	和気町							○		○	5月末、学校を通じて全児童生徒の保護者へ就学援助制度(申請書等)の書類を配布			○		
岡山県	早島町	○					○	○		○				○		
岡山県	里庄町	○						○		○				○		
岡山県	矢掛町	○	○				○	○		○	特段の周知はしていない。小中学校の管理職、事務職員は制度について熟知している。人口千人に満たない小規模自治体であるため、住民と学校、教育委員会との関係性は密で、対象者にはきめ細かな配慮を心がけている。			○		
岡山県	新庄村									○				○		
岡山県	鏡野町		○		○		○							○		
岡山県	勝央町	○					○	○		○	町内放送				○	申請締め切りを設定し、期限内の申請のみ受付して年度当初から援助をしているが、転入や年度途中の世帯状況の変化がある等の特別な理由がある場合は、随時申請を受け付けており認定月以降から援助
岡山県	奈義町			○	○		○	○					○			
岡山県	西粟倉村							○		○				○		
岡山県	久米南町						○	○						○		
岡山県	美咲町	○		○			○	○				○				
岡山県	吉備中央町							○		○			○			
岡山県	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	○	○	○				○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他	ク. その他		
28	28	17	4	7	0	0	0	1	1	14	
岡山県	岡山市		○							目につきやすいタイトルや平易な文面の使用。援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語の申請書を作成	
岡山県	倉敷市	○								お知らせは児童生徒全員に配布している。離婚等でひとり親になる家庭に渡している「ひとり親家庭のしおり」に制度の紹介文を記載している。	
岡山県	津山市			○							
岡山県	玉野市	○								今年度、就学援助制度の説明チラシを作成して、制度についてのQ&A集を作成し、制度の特徴や福祉制度との違い等について記載した。	
岡山県	笠岡市			○							
岡山県	井原市	○									
岡山県	総社市		○							・外国語(ポルトガル語・中国語)、やさしい日本語を使用した通知文を作成し、必要と思われる保護者に学校から個別配付している。 ・各費目の援助額を記載している。 ・援助対象となる所得額の基準額の計算方法を記載している。	
岡山県	高梁市	○								援助対象となる年間所得目安額等を記載、各費目の援助額を記載	
岡山県	新見市	○								毎月市内全戸に発送される市報において、市報5月号にて就学援助制度についての記事を掲載しており、周知を図っている。	
岡山県	備前市	○								色紙での申請書を作成。毎年、4月に申請案内と申請書を配布。転入者などには、学校又は教育委員会から就学援助制度を説明している。	
岡山県	瀬戸内市		○						○	希望者が公民館窓口へ提出(申請者のみ提出)	
岡山県	赤磐市			○						転入者など、教育委員会へ各種手続きに来られた方には、窓口に見えやすいように、就学援助制度のお知らせ等を掲示している。	
岡山県	真庭市	○								就学援助のお知らせは全員に配布する。広報誌やホームページにも制度について掲載する。	
岡山県	美作市	○									
岡山県	浅口市			○						・進級時に、市立小中学校を通じて児童生徒全員に周知チラシ(各費目の援助額が記載されたもの)を配布している。 ・市福祉部局が児童扶養手当等の調査で家庭に向う際に、就学援助の周知チラシを渡している。	
岡山県	和気町	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額を記載	
岡山県	早島町	○								援助の内容について、費目ごとの限度額を保護者への案内文書に記載している。	
岡山県	里庄町	○									
岡山県	矢掛町	○									
岡山県	新庄村			○							
岡山県	鏡野町			○							
岡山県	勝央町		○							全校児童生徒に配布	
岡山県	奈義町	○									
岡山県	西粟倉村	○									
岡山県	久米南町	○								住民係、保健福祉係と連携を取るよう努めている。	
岡山県	美咲町	○									
岡山県	吉備中央町	○									
岡山県	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合			○							

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																							
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							
		<中学校>																							
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(6) エの内容		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)		ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増加するから。	エ. その他(6)				
28	28	24	2	1	1	1	24	0	1	1	0	0	0	0	1	3	8	12	0	1	0	1	0	0	
岡山県	岡山市	○					○											○							
岡山県	倉敷市	○					○											○							
岡山県	津山市	○					○											○							
岡山県	玉野市	○					○											○							
岡山県	笠岡市	○					○											○							
岡山県	井原市	○					○											○							
岡山県	総社市	○					○											○							
岡山県	高梁市	○					○											○							
岡山県	新見市	○					○											○							
岡山県	備前市	○					○											○							
岡山県	瀬戸内市	○					○											○							
岡山県	赤磐市	○					○											○							
岡山県	真庭市	○					○											○							
岡山県	美作市	○					○											○							
岡山県	浅口市	○					○											○							
岡山県	和気町	○					○											○							
岡山県	早島町	○					○											○							
岡山県	里庄町	○					○											○							
岡山県	矢掛町	○					○											○							
岡山県	新庄村					○	現状、そのような申請がないため																		
岡山県	鏡野町	○					○											○							
岡山県	勝央町	○					○											○							
岡山県	奈義町		○					○																	
岡山県	西粟倉村		○						○																
岡山県	久米南町	○					○											○							
岡山県	美咲町	○					○											○							
岡山県	吉備中央町			○															○		○				
岡山県	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	○					○											○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) ソ、タ又は子 を回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整理し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合に、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整理することを検討中	オ. その他	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または不自由している者等で保護者がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他	倍	倍				
ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍	倍						
28	28	7	3	13	2	3	3	24	24	22	22	22	26	4	4	8	9	3	4	5	13	7	2	10	0	6	19	0	6	0	
岡山県	岡山市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				四人世帯のモデルケースで前年生活保護基準を1.3倍したものを算出し、その平均を所得換算したものを基準額としている。なお、基準額の算出に当たっては、基本的には前年4月1日の生活保護基準を用いることとしているが、生活保護基準の見直しの影響を踏まえ、令和3年度については平成25年4月1日の基準を用いている。	
岡山県	倉敷市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			保護者の死亡、失業、長期療養、災害等により現在の収入額が前年より著しく減少すると認められる者。	
岡山県	津山市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				
岡山県	玉野市				○																						1.3				
岡山県	笠岡市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				
岡山県	井原市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3				
岡山県	総社市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5			市就学援助規則で規定する必要額を用いて判定している。	
岡山県	高梁市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				
岡山県	新見市		○																								1.5				
岡山県	備前市			○																							1.25				
岡山県	瀬戸内市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2				
岡山県	赤磐市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			民生委員・児童委員が準要保護の認定が必要と認める者	
岡山県	真庭市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				
岡山県	美作市					○		家計急変を理由には認定をおこなっていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				
岡山県	浅口市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3				
岡山県	和気町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3				
岡山県	早島町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2				
岡山県	里庄町					○		整備されておらず、現在検討もしていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				
岡山県	矢掛町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること(民生委員の所見等により、援助が必要と認められるもの)	
岡山県	新庄村					○		整備されておらず、現在検討もしていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	鏡野町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	勝央町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3				
岡山県	奈義町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	西粟倉村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ア～カ、セには該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難な者。	
岡山県	久米南町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3				
岡山県	美咲町			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	吉備中央町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5				

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
28	28	1
岡山県	岡山市	
岡山県	倉敷市	
岡山県	津山市	
岡山県	玉野市	
岡山県	笠岡市	
岡山県	井原市	
岡山県	総社市	
岡山県	高梁市	
岡山県	新見市	
岡山県	備前市	
岡山県	瀬戸内市	
岡山県	赤磐市	
岡山県	真庭市	
岡山県	美作市	
岡山県	浅口市	
岡山県	和気町	
岡山県	早島町	
岡山県	里庄町	
岡山県	矢掛町	
岡山県	新庄村	
岡山県	鏡野町	
岡山県	勝央町	
岡山県	奈義町	
岡山県	西粟倉村	
岡山県	久米南町	昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな行事を行うことが困難だった。 今年度もこの影響はあるが、予防対策を十分行い、例年とは違う形での行事の実施となっても、柔軟な対応・援助を考えたい。
岡山県	美咲町	
岡山県	吉備中央町	
岡山県	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	